

保護者の皆様へ

令和5年度西東京市私立幼稚園等入園料等補助金について

1 はじめに

西東京市では、幼稚園等施設に入園する際に経済的な負担となる費用（入園料等）について補助する制度を新設しました。これにより幼稚園等に児童を通園させる保護者の経済的な負担の軽減を図り、児童が希望する施設に入所しやすい環境を整備します。

2 補助制度の具体的な内容

本補助制度の詳しい内容は以下のとおりです。

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 補助対象者 | ① 令和5年4月以降入園予定児童（令和5年度園児）の保護者 ② 次の2つのうち、1つでも条件を満たす世帯 (1)令和5年度市民税所得割額（ <u>世帯全員の合計</u> ）が、123,000円（年収約500万円）未満の世帯（ <u>令和5年6月30日までの入園者は令和4年度市民税所得割額</u> ） (2)令和5年度中の小学校3年生（令和5年度）までのお子様で、年齢が一番上のお子様を第一子として数えて、入園予定児童が第3子以降の場合 |
| 補助金額 | 35,000円 ※ <u>当該児童が小学校就学までに本補助制度を受けられるのは1回のみ</u> です。転園等により再度入園料等が発生した場合でも、既に補助を受けたことのある方は、補助金を受けることはできません。 |
| 対象経費 | (1)入園料 (2)対象施設の入園時にかかる園児全員が購入する物品に対する購入費用 例：幼稚園指定の制服、園帽や通園バッグ等、入園時の支度に必要な物品の購入費用 |
| 補助対象施設 | 私立幼稚園（私学助成、新制度）、幼稚園類似施設、無認可幼児施設 |

3 申請について

補助金の申請について以下の書類が必要となります。

- ①西東京市私立幼稚園等入園料等補助金申請書兼請求書
- ②ご本人確認書類（次のうち1点：免許証、パスポート、保険証、その他公的証明）のコピー（窓口で提出される場合は、ご提示のみとなります。内容は窓口で確認致します。）
- ③保護者全員の令和5年度課税証明書または非課税証明書（令和5年1月1日現在、西東京市に住民票がある方で、申請書において税情報の参照にご同意いただいた方は不要です。令和5年6月30日までの入園の方は令和4年度課税証明書または非課税証明書となります。）

裏面に続きます

4 提出方法

窓口を持参若しくは郵送

【提出先】〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎2階
西東京市子育て支援部幼児教育・保育課給付係

5 注意事項

本補助制度は、西東京市民である児童が上記補助対象施設（以下、「対象施設」といいます。）に通うための制度です。本申請書の記載事項に変更が生じた際には、必ず幼児教育・保育課に報告してください。申請時点で市民でない場合や、対象施設に在籍していない場合は、原則として補助金の返還対象となります。

| 返還対象事項 | |
|--------|---|
| ① | 保育園と対象施設を併願していたが、保育園へ入園を選択した場合。 |
| ② | 対象施設に申込後に当該園への入園を取りやめ、その後、他の対象施設に入園しない場合。 |
| ③ | 申請日時点では西東京市民であるが、入園時点で対象児童が他自治体へ転出する場合。 |

6 重要事項

2 補助制度の具体的な内容の「具体的な経費（2）」の支払がわかるもの（領収書等）は必ず保管しておいてください。園からの返還金額が発生する場合があります。支払いがわかるものの提出が無い場合は、給付金額の再計算の対象にできませんので予めご了承ください。

【担当】

西東京市子育て支援部幼児教育・保育課給付係
電話：042-497-4926（直通）